

# **指定給水装置工事事業者**

## **申請・届出に関するご案内**

**令和6年7月**

**小川町 上下水道課**

## 1 指定給水装置工事事業者とは

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができると認められ、その指定を受けた者をいいます。

水道法では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、水道事業者へ申請をし、指定を受けたうえで工事を行わなければなりません。

## 2 新規の指定申請

### 【指定申請に必要な書類】

個人	法人	必要な書類等	備 考
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第1）	裏面も記入
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	機械器具調書（施行規則様式第1別表）	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	誓約書（施行規則様式第2）	
<input type="radio"/>		住民票	3か月以内のもの
	<input type="radio"/>	定款の写し（原本の写しであることの証明を記入及び日付）	直近のもの
	<input type="radio"/>	登記事項証明書	3か月以内のもの
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給水装置工事主任技術者選任解任届出書（施行規則様式第3）	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	選任する主任技術者の免状又は技術者証の写し	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	機械器具の写真	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	店舗の平面図及び付近見取図（店舗全景・店舗内の写真）	

【申請手数料】 10,000円 ※ 申請時に窓口で納付してください。

【申請場所】 小川町役場 上下水道課

【その他】 申請から指定まで、1～2週間程度かかります。

## 3 給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければなりません。

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任または解任したときは、2週間以内に届出してください。

※ 主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

### 【届出に必要なもの】

- 届出書  
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第3）
- 添付書類  
選任する主任技術者の免状又は技術者証の写し（選任時のみ）

### 【留意事項】

- ① 指定工事事業者が主任技術者を選任する場合は、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。
- ② 主任技術者がその職務を行うにあたり、特に支障がないときは、同時に複数の事業所について一人の主任技術者が兼任することもできます。その際、指定を受ける水道事業者と十分協議のうえ、選任してください。  
また、当該指定事業者が同一の主任技術者を選任することで他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に指定を受ける水道事業者と十分な協議を行い、指示を受けてください。

## 4 指定事項の変更の届出

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を水道事業者に届出なければならない」と定められています。

### 【届出期間】 変更があった日から30日以内

### 【届出に必要なもの】

- 届出書  
給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第10）
- 添付書類

届出の種類		定款の写し	登記事項証明書	住民票	誓約書
氏名又は名称	法人	○	○		
	個人			○	
住 所	法人	○	○		
	個人			○	
事業所の名称 又は所在地	法人		○		
	個人			○	
代表者	法人	○	○		○
役 員	法人		○		○

※ 届け出ている役員が退任のみである場合、誓約書の提出は必要ありません。

※ 法人、個人を問わず事業者の継承（個人の相続、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできません。この場合は「廃止」してから「新規申請」の手続きを行ってください。

※ 法人格の変更（有限から株式などの変更）は同一法人として扱いますので、「名称の変更」の届出を行ってください。

## 5 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定められています。

**【届出期間】** 廃止・休止の場合 ・・・ 廃止・休止の日から30日以内  
再開の場合 ・・・・・・ 再開の日から10日以内

### 【届出に必要なもの】

- 届出書  
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第11）
- 添付書類  
廃止の場合のみ、指定工事事業者証（指定証）を返納してください。

### 【留意事項】

廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事の事業を行う場合には、新規の申請をする必要があります。

## 6 指定の更新申請

指定給水装置工事事業者の指定の有効期限は、水道法第25条の3の2の規定により5年となっており、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期（有効期間）は、従前の制度で指定を受けた日によって異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020（令和2）年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021（令和3）年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日まで
令和元年10月1日～	指定を受けた日から5年

**【更新申請に必要な書類】** 「2 新規の指定申請」と同様の書類に加え、**指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項（別紙1 ①～③）**を提出してください。

**【更新手数料】** 10,000円 ※ 申請時に窓口で納付してください。

**【申請場所】** 小川町役場 上下水道課

**【その他】** (旧)指定工事事業者証（指定証）は、申請時に返納してください。

## 指定給水装置工事事業者指定申請書(新規・更新)

小川町上下水道事業 小川町長 宛て

※法人の場合は、代表者印を押印してください。

※個人営業の場合は、個人印を押印してください。

令和●●年●●月●●日

申請者住所 〒●●●-●●●●

○○市○○町○丁目○○番○号

氏名又は名称

△▲△▲△▲ 株式会社

代表者氏名

代表取締役 ○○ ○○



※法人の場合は、登記事項証明書に記載の役職を記入してください。

※個人営業の場合は、「代表 ○○ ○○」

連絡先 ●●●●●-●●-●●●●●

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名			
フ 氏	リ 名	ガ	ナ
<b>(法人の場合)</b>			
代表取締役	○○	○○	
取締役	○○	○○	
監査役	○○	○○	
※法人にあっては登記事項証明書の「目的」欄に記載されている事業内容全てを記入してください。 ※個人にあっては事業目的を記入してください(給排水設備工事業、給排水衛生設備工事業等) ※給水装置に関する事業を行う者であることが確認できる必要があります。			
事業の範囲	管工事業		
機械器具の名称、性能及び数		別表のとおり	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	△▲△▲△▲ 株式会社
上記事業所の 郵便番号 住 所 連 絡 先	〒●●●-●●●● ○○市○○町○丁目○○番○号 ◆◆◆◆-◆◆-◆◆◆◆
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号 _____
<p>※主たる業務を行う事業所の名称（支店・営業所）を記入してください。</p> <p>※支店・営業所がない場合も、表面の「申請者」と同じ内容を記入してください。</p>	

oooo  
○○ ○○

第○○○○○○号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の 郵便番号 住 所 連 絡 先	〒
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号 _____

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 施行規則様式第1別表

## 機械器具調書

※種別ごとに、記入例のとおり記入してください。

※型式、性能は記入できる範囲で記入してください。

令和●●年●●月●●日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管 の 切 断 用	金切りのこ	〇〇〇〇	1台	
	パイプカッター	〇〇〇〇	1丁	
	その他の管の切断用の機械器具	〇〇〇〇	1式	
管 の 加 工 用	やすり	〇〇〇〇	1丁	
	パイプねじ切り器	〇〇〇〇	1台	
	その他の管の加工用の機械器具	〇〇〇〇	1式	
接 合 用	トーチランプ	〇〇〇〇	1台	
	パイプレンチ	〇〇〇〇	1丁	
	その他の接合用の機械器具	〇〇〇〇	1式	
水圧テストポンプ	テストポンプ	〇〇〇〇	1台	

※記入した機械器具の写真を添付してください。

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

※提出時に、日付を記入してください。

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

○○市○○町○丁目○○番○号

申請者 住 所

氏名又は名称 △▲△▲△▲ 株式会社



代表者 氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

小川町上下水道事業 小川町長 宛て

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

小川町上下水道事業 小川町長 宛て

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

届出者 ▲▲▲▲△▲ 株式会社

代表取締役 ○○ ○○



連絡先 ◆◆◆◆◆-◆◆-◆◆◆◆

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任 選任 の届出をします。  
解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称		
上記事業所で選任 解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の 交付番号	選任・解任の年月日
○○ ○○	第○○○○○号	○○年○○月○○日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

小川町上下水道事業 小川町長 宛て

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

届出者 △▲△▲△▲ 株式会社  
代表取締役 ○○ ○○



連絡先 ◆◆◆◆—◆◆—◆◆◆◆

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	△▲△▲△▲△▲ カブシキガイシャ △▲△▲△▲△▲ 株式会社		
住所	○○市○○町○丁目○○番○○号		
フリガナ 代表者の氏名	○○○○ ○○○ 代表取締役 ○○ ○○		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名又は名称 住所  事業所の名所 事業所の住所  代表者氏名 役員の氏名			

※変更箇所のみ、正確に記入してください。

※指定者証の記載事項に変更があるときは、再交付となりますので、古い指定者証を返納してください。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

廃止

指定給水装置工事事業者 休止届出書  
再開

小川町上下水道事業 小川町長 宛て

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 △▲△▲△▲ 株式会社  
代表取締役 ○○ ○○



連絡先 ◆◆◆◆—◆◆—◆◆◆◆

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の休止の届出をします。

再開

フリガナ 氏名又は名称	△▲△▲△▲△▲ カブシキガイシャ △▲△▲△▲ 株式会社
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	〇〇〇〇 〇〇〇 代表取締役 ○○ ○○
(廃止・休止・再開) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止・休止・再開) の理由	廃業「会社解散」

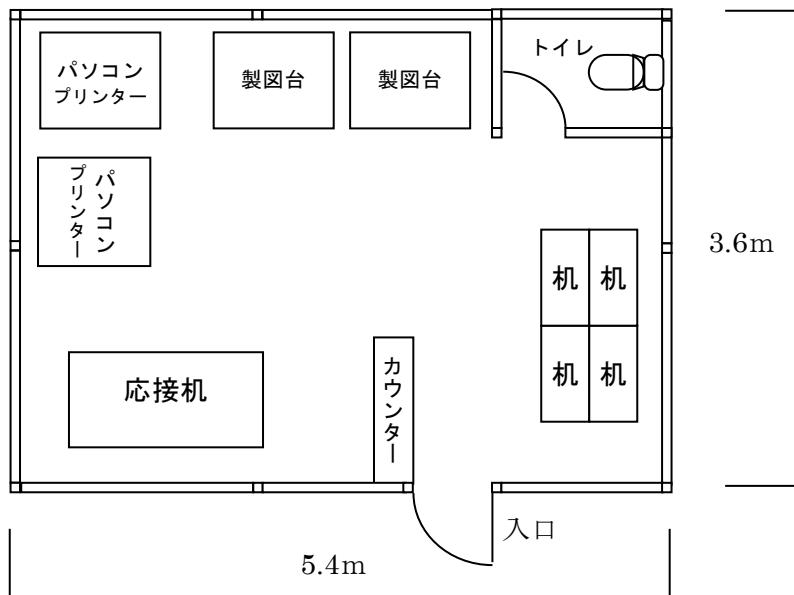
(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

※理由を簡潔に記入してください。

※廃止の場合は、指定者証を返納してください。

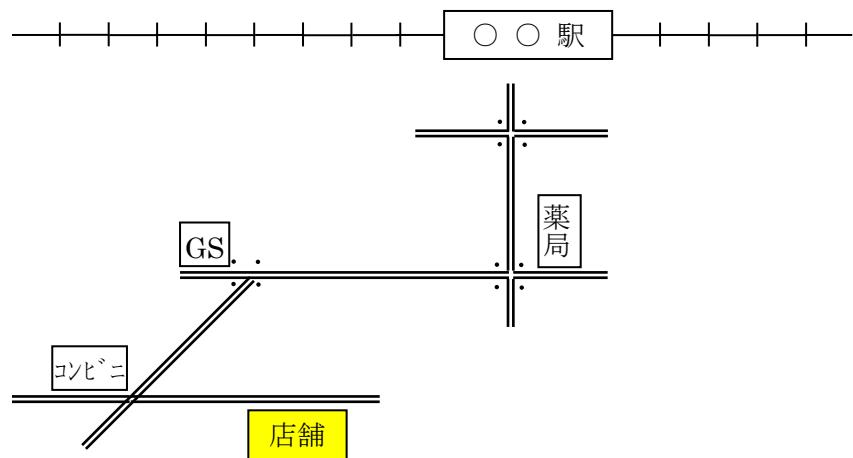
## 営業所又は店舗の平面図及び付近見取図

### 平面図



### 付近見取図

# 記入例



- (注) 1 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。  
2 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。  
3 店舗の全景・店舗内の写真を添付すること。

## 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

住 所 〒●●●-●●●●

○○市○○町○丁目○○番○号

氏名又は名称 △▲△▲△▲ 株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○



連絡先 ◆◆◆◆-◆◆-◆◆◆◆

提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可）	
●●● 年 ●● 月 ●● 日 · 未受講	
（未受講の場合、その理由）※ 非公表	
未受講の場合は理由を記入してください。（非公表）	

### 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可）		
休業日 <b>土・日・祝日・年末年始・GW</b>	営業日・営業時間 <b>月～金 9時～17時</b>	修繕対応時間 <b>原則10時～16時</b> <b>緊急時は要相談</b>
漏水等修繕対応 （公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可） (対応可能なものに○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。)		
<b>屋内給水装置の修繕</b> <b>埋設部の修繕</b> その他（ ）		
対応工事種別 （該当部に○をつけて下さい。）（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可）		
配水管からの分岐～水道メーター ( <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 改造) 水道メーター～宅内給水装置 ( <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 改造)		
その他 （公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可）		
<b>夜間・緊急時の連絡先 携帯090-●●●●-●●●●</b>		

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

給水装置工事に従事する方の研修実績があれば記入してください。無い場合は空欄のまま提出。

日本水道協会埼玉県支部が主催する指定給水装置工事事業者研修会は含まれません。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
●● ●●	e-ラーニング研修 (公益財団法人給水工事技術振興財団)	●●年●●月●●日
●● ●●	○○○○に関する業務研修 (自社内研修)	●●年●●月●●日
e-ラーニング等研修受講を証明する受講証や修了証の写しを添付してください。 自社内研修については研修内容を記載してください。		
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせた場合は、**分水工事を施工しない場合は、□に✓してください。** 有する者を従事させ、又はその者による

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)	保有している資格等※	工事年度
● ●	○	○	給水装置工事主任技術者	▲▲年
● ●	○	×		◆◆年
			資格証等証明書の写しを添付してください。	

上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

可	不可
---	----

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。